

新城市総合計画市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 新城市総合計画(以下「総合計画」という。)を推進するため、新城市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 総合計画の進捗に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

2 市民委員会は、総合計画に掲げたまちづくりの基本理念を達成するための事業を行うとともに、総合計画の推進に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市内に住所を有する者又は市内の事業所、大学に通勤、通学する者で、以下の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 総合計画審議会委員

(2) 地域審議会委員

(3) 公募市民

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は4年以内とする。ただし、最初の委員の任期については平成23年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

4 委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 市民委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、施行の日から起算して 1 1 年を経過した日にその効力を失う。